

# 川西町地域包括支援センター運営規程

令和5年11月1日告示第48号

## (事業の目的)

第1条 この規程は、川西町が設置する川西町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）に基づき適切な事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 センターの運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保険医療及び福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

## (センターの名称及び所在地)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 川西町地域包括支援センター
- 2 所在地 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの職員及び業務の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他センターに必要な指揮命令等を一元的に行う。

2 担当職員

- (1) 保健師 1名以上
  - (2) 介護支援専門員 1名以上
  - (3) 社会福祉士 1名以上
  - (4) その他必要な職員
- (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急を要する場合は、随時対応するものとする。

(事業の提供方法・内容)

第6条 事業の提供に際して、あらかじめ利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書に基づき説明を行い、利用者等の同意を得たうえで交付しなければならない。

2 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 相談業務の実施

利用者等の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は利用者等の居宅とする。

(2) サービス担当者会議の開催

ア 開催場所は、第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の居宅とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(3) 介護予防ケアプランの作成

ア 担当職員は、介護予防ケアプランの内容について利用者又はその家族に足して説明し、文書により同意を得るものとする。

イ 介護予防ケアプランを作成した場合には、当該介護予防ケアプランを利用者及びサービス提供事業者等の担当者へ交付する。

(4) 担当職員による居宅訪問頻度等

ア 提供開始月

イ 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

オ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者の状況を把握するように努める。

(3) 計画書の実施状況の把握・評価・記録 少なくとも1ヵ月に1回  
(利用料)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は川西町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱(平成29年告示第12号)の規定によるものとする。  
(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川西町とする。  
(事故発生時の対応)

第9条 職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、直ちに保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、主治医及び指定居宅サービス事業者等と連携し、必要な措置を講じなければならない。  
(苦情・ハラスメント処理)

第10条 センターは、提供した事業若しくは介護予防サービス支援計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、自らが介護予防サービス支援計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定介護予防地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

3 センターは、指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 センターの職員は、業務上知り得た利用者等の個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 センターは、サービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者の同意を文書により得ておかなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、利用者の権利擁護及び虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する会議の定期的開催及び会議結果の職員への周知

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止のための職員に対する定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(5) その他虐待防止に必要な措置

2 センターは、事業の提供中に、担当職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議のおおむね6月に1回以上の開催及び会議結果の職員への周知

(2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) センターにおける職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(非常災害時の対応)

第15条 センターは、川西町地域防災計画等にのっとり、震災・風水害・火災その他災害(以下「非常災害」という。)が発生した場合には、災害対応に当たるとともに、業務が停止することにより利用者を含めた町民の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続し、非常災害の際も適正な業務の執行を図ることができるように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 センターは、職員の質的の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して研修への参加の機会を確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、センター内で共有するものとする。

2 センターは、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。